

日本エコレザー基準認定申請書類の記入例

日本エコレザー基準(JES)の認定を受けるには、下記の申請書類と見本革片及び革の写真データの提出が必要となり、全ての機密情報は、その機密性が保持されます。本申請書は1号書類および2号書類からなり、提出書類に虚偽が認められれば認定が取り消されます。各証明書は発行日より6ヶ月以内のものを有効とします。

申請するもの

1号書類	申請書兼認定内容の届出	日本エコレザー基準認定申請書
	※ 2号書類	証明書類
宣言書類		日本エコレザー基準認定申請宣言書
		全使用薬品の届出+SDS
	排水処理関係書類	
	廃棄物処理関係書類	

見本革片(約21cm×29cm(A4)1枚、約3cm×3cm2枚)、革の写真データ

※2号書類は証明番号を各証明書の右上に記入し、番号順に添付してください。

1号書類 日本エコレザー基準認定申請書

●必要事項を記載し、チェックを入れて下さい。添付書類が日本語、英語以外の場合は和訳を付けてください。
1枚に複数の色を申請する場合は、各革の色相、色濃度、色の名称、商品名、品番の一覧表を添付してください。

<記入例>

新規

i. 1号書類

日本エコレザー基準認定申請書

(一社) 日本皮革産業連合会
会長 殿

××××年×月×日

申請会社名: **大日本皮革販売(株)**

業種: 革製造業、革販売業、革製品製造業、革製品販売業(該当に✓)

氏名: **日本 太郎**

会社住所: **〒000-0000 東京都台東区浅草××××**

電話: **03-3847-××××** FAX: **03-3847-××××**

E-mail: **××@××.jp**

革製造会社名: **兵庫製革(株)**

会社住所: **兵庫県姫路市花田町××××**

電話: **0792-82-××××**

日本エコレザー基準(JES)の認定を受けたいので必要書類を添えて申請します。
下記の(1)~(6)までの該当項目の□に✓または___を記述する。

(1) 適用範囲: エキストラ用(36ヶ月未満の乳幼児用)
 皮膚接触用成人向け
 非皮膚接触用成人向け

(2) 製造国: 日本^{*1}、 海外(国名: _____)

^{*1} 日本製とは最終仕上げを日本でやった革のことです。

(3) 革名称: 第一類(原料特徴): 例、牛なら成牛、子牛、肉牛、コブ牛など
 牛(**成牛**)
 馬(_____)
 豚(_____)
 羊(_____)
 山羊(_____)
 第二類(床原料特徴): 牛床、豚床など(_____)
 第三類(動物種類): 野生動物または養殖動物の革(_____)

新規

(4) 登録製法:

4-1) 主な鞣し:
 クロム(主鞣し)
 植物タンニン(主鞣し)
 合成タンニン(主鞣し)
 その他(_____)

4-2) 色相および色濃度:
色相: 黒、 グレー、 茶、 黄、 赤、 青、 紫、 緑、 白、 他色(_____)
色濃度^{*2}: 濃色、 淡色
^{*2} 付属表・日本エコレザー基準に関する検査法を参照のこと。

4-3) 色の名称(**黒**)

4-4) 仕上げ^{*3}: ビグメント(顔料)仕上げ、 ナチュラル仕上げ
^{*3} 付属表・日本エコレザー基準に関する検査法を参照のこと。

(5) 商品名^{*4}/品番 (**エコブラック / #1**)

^{*4} 商品名及び色など自社で管理・把握できる名称がよい。他社商標を侵害しないようよく調査してから記載してください。

(6) 革見本片、画像(提出前に以下を確認し、✓を付けてください。)
 見本革片(約21cm×29cm(A4)。裏に「商品名」を記載)
 見本革片(約3cm×3cm)(認定証用)1枚。但し英語の認定証が必要な場合は2枚。
 見本革片の表面アップ画像データをメール(宛先: eco@jlia.or.jp)してください。(希望データ形式: jpeg、330×330pxの正方形、ファイル名: 商品名、仕上げ・色が分かり易いもの。 <https://ecoleather.jlia.or.jp/data/> に掲載します。)

※1 枚に同じシリーズの複数の色を申請する場合は、各革の色相、色濃度、色の名称、商品名/品番の一覧表を添付してください。


※添付書類が、日本語、英語以外の言語の場合は、和訳を付けてください。

申請書類

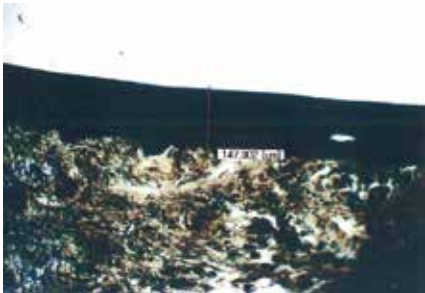
2号書類 証明番号 1-1
 (1) 革構造の証明書(顕微鏡写真)
 (触感や目視で革および床革の判定ができない場合はISO 17186に準拠して革断面繊維構造が判定できる顕微鏡写真を添付し、倍率および仕上げ・塗装膜厚を記載してください。)

証明書例

証明番号1-1
 (1) 革構造の証明書(顕微鏡写真)
 (触感や目視で革および床革の判定ができない場合はISO 17186に準拠して革断面繊維構造が判定できる顕微鏡写真を添付し、倍率および仕上げ・塗装膜厚を記載してください。)



#黒(12.4倍)



#黒(450倍)

証明書を申請書に添付する。

●革構造の証明書の添付

革および床革の判定は、触感や目視で革の判定ができない場合はISO 17186に準拠して顕微鏡における革断面繊維構造の観察や仕上げ・塗装膜厚の測定によって証明すること。

通常の銀付き革の場合は添付を要しませんが、塗膜が厚い場合は塗膜厚を測定してください。(150μm以下)

申請書類

2号書類 証明番号 1-2~3
 (2) 原料供給証明書
 (第三類では、必要に応じて、野生動物または養殖動物であることを示す商取引証明書、原産地証明書、輸出許可書等の写しを提出してください。)

証明書例

使用原料証明及び原料供給証明書

〇〇〇〇が使用する原料は牛原皮であり、食料用に牛が屠畜される際に発生する副産物である。

具体的には、〇〇〇〇中央食肉卸売市場株式会社より牛原皮を当社が仕入れ、同社に販売したものを使用してレザーを生産している。

2022年 ×月 ×日

東京都××××××××××

株式会社 ××××××××

代表取締役社長 ××××

証明書を申請書に添付する。

●原料供給証明書、商取引証明書などの添付

- 第一類の使用原料が、肉(食料)の副産物であることを証明すること。
- 第二類の使用原料が製革工程で排出された肉面側の残革であることを証明すること。
- 第三類の使用原料が条約、法規等に適合していることが必要な場合はそれらを証明すること。

第一類および第二類では原料供給証明書、第三類では必要に応じ商取引証明書・原産地証明書・輸出許可書等の写しを添付すること。パッカー名、原皮取引業者、タンナー名など業者名、団体、国、自治体、条約などが発行した証明書および住所が明記されたものを添付してください。

Q 原料供給証明書とは具体的にはどんなものですか?

A 例えば原皮購入先の納品書(日本での調達)や輸出業者のインボイス(海外からのウェットブルー)などがあります。印鑑漏れやサイン漏れがないか確認してください。

申請書類

2号書類 証明番号 1-4~15

(3) 化学物質検査証明書
 (-4 臭気、-5 ホルムアルデヒド、-6 鉛、-7 カドミウム、-8 水銀、-9 ニッケル、
 -10 コバルト、-11 六価クロム、-12 全クロム、-13 PCP、-14 発がん性芳香族アミン、
 -15 染色摩擦堅ろう度の乾燥・湿潤試験)

証明書例

試験成績報告書

XXXX年X月X日 NO. XXX

■■■■ 殿

日本エコレザー基準試験

・試験試料：■■■■ 黒
 ・分析・試験結果：

検査項目	結果
臭気(級)	2
ホルムアルデヒド(mg/kg)	16以下
抽出金属 Pb(mg/kg)	0.8以下
抽出金属 Cd(mg/kg)	0.1以下
抽出金属 Hg(mg/kg)	0.02以下
抽出金属 Ni(mg/kg)	1.0以下
抽出金属 Co(mg/kg)	1.0以下
抽出金属 Cr(Vi)(mg/kg)	検出せず
抽出全Cr(mg/kg)	153.9
PCP(mg/kg)	0.05以下
染色摩擦堅ろう度 乾燥試験(級)	5
染色摩擦堅ろう度 湿潤試験(級)	4-5
発癌性芳香族アミン(mg/kg)	検出せず

XXXX分析センター
 〒XXX-XXXX XXXXXXXXXXXXX
 電話：XXX-XX-XXXX
 FAX：XXX-XX-XXXX

証明書を申請書に添付する。

●化学物質検査証明書の添付

本申込革に対する第三者検査機関による試験結果を添付すること。これをもって化学物質検査証明書とします。試験結果は、1.臭気、2.ホルムアルデヒド、3.鉛、4.カドミウム、5.水銀、6.ニッケル、7.コバルト、8.六価クロム、9.全クロム、10.PCP、11.発がん性芳香族アミン、12.染色摩擦堅ろう度—乾燥試験、13.染色摩擦堅ろう度—湿潤試験の順になるように記載してください。なお、第三者検査機関を複数利用した場合(4機関まで分割可能)は、試験結果を番号順に添付してください。

Q 全く同じ製造プロセスで、色のみ異なる場合も全て検査しますか？

A 色に関わる項目等の検査になります。
 (鉛、カドミウム、コバルト、クロム、発がん性芳香族アミン、染色摩擦堅ろう度)
 ※ 平成23年度より三原色染色について分析項目の緩和措置がとられています。
 使用染料の安全性データがあれば、染色摩擦堅ろう度の確認を以て申請が可能となります。(詳細はお問い合わせください)

Q 後加工によるエンボス、プリーツなどを施した場合、再申請が必要ですか？

A 物理的な加工のみを行っている場合は、染色摩擦堅ろう度の確認のみで申請が可能、認定番号も同一とすることが可能です。

Q 別の認定制度で使用した分析データがありますが、申請可能ですか？

A 日本エコレザーの基準に基づいた試験分析方法であって、且つ6ヶ月以内の分析データであれば可能です。

●発がん性染料の不使用宣言

排水および廃棄物処理の宣言と証明書類の提出、革製造における全使用薬品の届出および品質管理宣言をします。

下表に示した発がん性染料を使用していないことを確認し、不使用を宣言すること。不使用の確認ができない場合は、使用した染料のC.I.Numberまたはカラーインデックス名称またはCAS Numberを記載することによって宣言の代わりとすることができます。

発がん性染料(5種)の表

	CAS Number	C.I. Number	カラーインデックス名称	IARC
1	569-61-9	CI 42500	C.I. BASIC RED 9	グループ2B
2	3761-53-3	CI 16150	C.I. ACID RED 26	グループ2B
3	6459-94-5	CI 23635	C.I. ACID RED 114	グループ2B
4	2602-46-2	CI 22610	C.I. DIRECT BLUE 6	グループ2A
5	1937-37-7	CI 30235	C.I. DIRECT BLACK 38	グループ2A

2号書類 表3

排水処理関係書類

排水処理関係書類

(2号書類、表3)

管理当局の発行する処理施設または料金等の、排水処理を適切に行っていることの証明書類を提出してください。

●排水処理関係書類

管理当局の発行する処理施設または料金等の、排水処理を適切に行っていることの証明書類を添付してください。

2号書類 表4

廃棄物処理関係書類

廃棄物処理関係書類

(2号書類、表4)

マニフェストの写し等、廃棄物処理を適切に行っていることの証明書類を提出してください。

●廃棄物処理関係書類

マニフェストの等の写し等、廃棄物処理を適切に行っていることの証明書類を添付してください。

皮革製造に係わる**排水処理、廃棄物処理**を適切に行っていることを宣言し、それらの証明書類、例えば、排水では管理当局の発行する処理施設又は料金等の書類、廃棄物ではマニフェスト等の写しを提出してください。